



30 東京漁調第93号
平成30年12月18日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文



東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第67条第1項の規定により下記のとおり指示しましたので、ご了知願います。

記

東京漁調指示第9号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

日刊(月曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……
:(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 平成二十年十月三十一日付交通局規程第三十一号……

正誤

告示

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(同)……

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……

- 海岸保全区域の変更……(港湾局港湾経営部経営課)……

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限……

- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……

- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……

- 優良映画等の推奨……

- :(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……
- 開発行為に関する工事完了……

(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……

公告

告示

東京都告示第千七百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区港南二丁目及び港南二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第九号に該当する。



告示(海区漁調)

● 東京漁調指示第九号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次の一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

(採捕の承認)

この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(承認基準)

この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東

京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(取扱要領)

この指示に定めるものほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(一) 対象船舶

(指示の有効期間)

この指示の有効期間は、平成三十一年二月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。

● 東京漁調指示第十号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用

(三) 操業実績報告書の提出義務

(四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

(禁止操業)

この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならぬ。

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三十一年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

(東京漁調指示第十一号)

東京海区(東京都内湾海域及び小笠原海域を除く。)におけるいか釣漁業(あたりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十年十二月十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
- (三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業
- (四) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

- (五) 平成三十一年九月一日から平成三十二年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

- 三 この指示の有効期間は、平成三十一年二月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

- (一) 承認隻数
この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百六十五隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	二百隻
神奈川県	三十隻
千葉県	二十五隻
静岡県	九十隻
その他の県	二十隻

平成三十年十二月十八日

東京都知事 小池百合子

推奨番号	種類	名 称	制作者等	推奨理由
四五六	映画	ねことじいちゃん	「ねことじいちゃん」製作委員会	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

(一) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚
この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持することもに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

- 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

- (四) 取扱要領
この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。